	沖永良部島古墓群	鹿児島県大島郡和泊町大字内城字泉川
	世之主の墓	
	新城花窪ニヤートゥ墓	同　知名町大字新城字花窪
	屋者ガジマル墓	同　知名町大字屋者字ガツマル
	アーニマガヤトゥール墓	同　知名町大字赤嶺字満かや原

	番三に南接し同駅前町一丁目五八六番五に囲まれるまでの道路敷、同駅前町一丁目五八六番三に南接し同駅前町一丁目五八六番五に囲まれるまでの道路敷に西接し同駅前町一丁目五九八番五に西接する水路敷に南接するまでの道路敷、同元町一丁目五九八番四と同元町一丁目一八四二番二に挟まれる水路敷を含む。	八〇五番一のうち実測七二・七七平方メートル、八〇八番、八〇九番三 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県文化財担当部局及び和泊町文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
		一七四二番
		一〇五三番
		一〇〇四番二

○文部科学省告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十七日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号昭和二十九年文化財保護委員会告示第十三号、昭和五十二年文部省告示第二十号、昭和五十五年文部省告示第百七十九号、昭和五十八年文部省告示第三十三号、昭和六十一年文部省告示第五十号、平成元年文部省告示第百十二号、平成十年文部省告示第百五号	奈良県橿原市縄手町 同　高殿町 同　醍醐町	一五三番一、一五三番二 四〇六番一 四二番一
水城跡		福岡県太宰府市吉松二丁目	一八三番五、一八六番一

文部科学省告示第二十号
文部科学省告示第十一号
文部科学省告示第十二号
文部科学省告示第十三号
文部科学省告示第十四号
文部科学省告示第十五号
文部科学省告示第十六号
文部科学省告示第十七号
文部科学省告示第十八号
文部科学省告示第十九号
文部科学省告示第二十号
文部科学省告示第二十一号
大正三年文部省告示第十号
内務省告示第百十四号
文部科学省告示第百十五号
文部科学省告示第百十六号
文部科学省告示第百十七号
文部科学省告示第百十八号
文部科学省告示第百十九号
文部科学省告示第百二十号
文部科学省告示第百二十一号
文部科学省告示第百二十二号
文部科学省告示第百二十三号
文部科学省告示第百二十四号
文部科学省告示第百二十五号
文部科学省告示第百二十六号
文部科学省告示第百二十七号
文部科学省告示第百二十八号
文部科学省告示第百二十九号
文部科学省告示第百三十号
文部科学省告示第百三十一号
文部科学省告示第百三十二号
文部科学省告示第百三十三号
文部科学省告示第百三十四号
文部科学省告示第百三十五号
文部科学省告示第百三十六号
文部科学省告示第百三十七号
文部科学省告示第百三十八号
文部科学省告示第百三十九号
文部科学省告示第百四十号
文部科学省告示第百四十一号
文部科学省告示第百四十二号